

令和8年度 新潟県臨時的任用職員(林業職)募集のお知らせ

令和8年6月1日
新潟県農林水産部林政課

受付期間 令和8年6月1日(月) ~ 令和8年6月12日(金)
面接日 令和8年6月16日(火)

● 県庁林政課で勤務する臨時的任用職員(林業職)を募集します。

- ・ 臨時的任用職員 : 正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。
- ・ 勤務予定期間 : 令和8年8月17日 ~ 令和8年11月1日
 - ※ 更新により令和9年5月末まで延長する場合があります。
 - ※ 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。
 - ※ 臨時的任用職員として任用する前に、採用予定者の同意を得た上で、事務引継ぎを行う期間について会計年度任用職員として採用する場合があります。

1 採用職種・人数等

職種	人数	業務内容	勤務場所
林業職	1人	林業の振興に関する業務	県庁農林水産部林政課

2 応募の資格

(1) 資格又は免許等

職種	資格要件
林業職	次の各号のいずれかに該当する人 ア 高等学校または大学等で主として森林・林業に関する科目を履修し、卒業した人 イ 高等学校または大学等で農業土木・土木・自然環境保全に関する科目を履修し、卒業した人 ウ 技術士(森林・農業・建設・自然環境保全)、測量士、土木施工管理技士(1級又は2級)いずれかの国家資格を有している人 エ 林業土木工事、森林整備工事に関する設計・積算、工事監理の実務経験を有する人

(2) その他

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 考査の実施

(1) 考査当日の受付

日 時	受 付 会 場	住所・電話番号
令和8年6月16日（火） ※時間は後ほど連絡します。	農林水産部林政課 （県庁行政庁舎8階）	新潟市中央区新光町4-1 TEL025-280-5321

(2) 選考考査の方法

項 目	内 容
面接考査 受付後に宣誓書、質問票に必要事項を記入していただきます。	臨時的任用職員として、職務への適性等について一人ずつ順番に面接を行います。

(3) 受験に当たっての留意事項

- ア 当日は、受付時間に直接会場においでください。遅刻者は受験できません。
- イ 鉛筆、消しゴム、黒のボールペンを必ず持参してください。
- ウ 県庁駐車場の長時間利用はできませんので、自家用車での来庁はご遠慮願います。
- エ ごみは、各自持ち帰ってください。

4 考査結果（合否）の通知

選考考査の結果（合否）は、令和8年6月下旬に郵送で通知します。

5 考査結果の情報提供

この考査の結果については、次のとおり情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。なお、電話等による請求では提供できません。

提供請求できる人	提供内容	提供期間	提供時間	提供場所
選考考査の受験者	選考考査の総合ランク	選考考査の結果（合否）通知日から1か月間（土・日、祝日を除く）	午前8時30分から午後5時15分まで	農林水産部 林政課

6 勤務予定期間

令和8年8月17日～令和8年11月1日

※ 更新により令和9年5月末まで延長する場合があります。

※ 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。

※ 臨時的任用職員として任用する前に、採用予定者の同意を得た上で、事務引継ぎを行う期間について会計年度任用職員として採用する場合があります。

7 勤務条件

(1) 勤務時間等

ア 勤務日 月曜日から金曜日まで

イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間：正午から午後1時まで)

(2) 給料

学歴、勤務経験等によって異なりますが、大学新卒者(22歳)の場合、概ね月額230,000円です。

(3) 諸手当

ア 時間外勤務手当及び休日給を支給します。

イ 期末手当、勤勉手当、住居手当(借家・借間の場合に限る。)及び通勤手当については、勤務期間に応じて支給します。

(4) その他

臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される地方公務員であるため、正規職員と同様、次のような行為は禁止されています。

- 例) ・ 職務上知り得た秘密を漏らすこと
・ 許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること 等

8 申込手続

<p>(1) 申込方法</p>	<p>次のいずれかの方法により、申込書類を下記(5)の申込先まで持参又は郵送してください。</p> <p>ア ハローワークを通じて申し込む場合 (ア) 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの (イ) ハローワークから交付される紹介状</p> <p>イ 県に直接申し込む場合 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの</p> <p>※ 郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用選考 考査申込」と朱書してください。</p>
<p>(2) 添付書類</p>	<p>「資格要件」を証明する書類が必要ですので、<u>次のいずれかを必ず添付</u>してください。</p> <p>①資格免許証(写し) ②資格を証明する書類(原本) ③卒業・成績証明書(原本) ④実務経験が分かるもの(様式任意)</p>
<p>(3) 申込受付期間</p>	<p>令和8年6月1日(月) から 令和8年6月12日(金) まで (6月12日必着)</p>
<p>(4) 持参の場合の 申込受付時間</p>	<p>午前8時30分から午後5時15分まで ただし、日曜日及び土曜日を除きます。</p>
<p>(5) 問い合わせ先 及び申込先</p>	<p>新潟県農林水産部林政課管理係 (県庁行政庁舎8階) 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 電話 025-280-5321</p>

考査会場案内図



- ◆ JR新潟駅から JR新潟駅バスターミナル
 - ・新潟交通バス「C1 県庁線」乗車 「県庁」バスターミナル下車 約20分
 - ・新潟交通バス「S2 鳥屋野線」乗車 「県庁前」バス停下車 約25分
 - ・新潟交通バス「S3 水島町線」乗車 「県庁前」バス停下車 約20分
- ◆ 主な高速バスは「県庁東」バス停に停車します。